

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の中小食料品製造事業者等が電気料金、原油価格の高騰等に伴う物価上昇に対応していくため、省エネルギー設備の更新や太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小食料品製造事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者をいう。

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 日本標準産業分類（令和5年7月27日付け総務省告示第256号）に規定する食料品製造業（水産食料品製造業を除く）及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く）を主たる事業として営む者で、宮城県内に製造施設を有する者
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者及び小規模企業者
 - イ 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者及び小規模企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者及び小規模企業者

(補助金の交付対象等)

第3条 この要綱における補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

(補助金の額等)

第4条 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表4のとおりとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。
- (1) 補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受ける場合
 - (2) 過去に国及び県等から補助金を受け整備し、処分制限期間を超えていない設備を再更新する者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - (4) 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者
 - (5) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (6) 県税に未納がある者
 - (7) 再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当する者
 - (8) その他補助が適当でないと知事が認める者
- 4 知事は、前項第5号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

なお、補助事業の区分ごとに交付決定する場合がある。

- 2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第6条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、
様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限り
でない。
- ア 補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更である場合
 - イ 補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更である場合
 - ウ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受け
ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に
においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理
と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)
の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保
存しておかなければならない。

(交付決定前着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として規則第7条の規定による補助金の交付決定後に行うも
のとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があると
きは、あらかじめ様式第5号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この
場合、補助事業者は理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及
び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施
するものとする。

(状況報告等)

第11条 規則第10条の報告について、知事が補助事業の遂行状況の報告を求めた場合、補助
事業者は、知事が指定する期日までに、様式第6号による遂行状況報告書を知事に提出しなけ
ればならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況につ
いて報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第7号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない書類は、別表
5のとおりとする。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又
は知事が指定する期日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第13条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第14条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第8号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。

3 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表6で定める期間が経過するまでに、取得財産等を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは、様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させができるものとする。

(成果報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了後において、知事から当該補助事業に係る成果等について報告を求められた場合は、知事が指定する様式により、知事に報告しなければならない。

(成果発表等)

第18条 知事は、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地、補助事業の成

果等を公表することがある。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月18日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第3条第1項関係）

区分	補助事業者	補助事業内容
省エネルギー設備投資促進支援事業	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等	高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、制御機能付き LED 照明器具等の既存設備の更新 (新規導入や故障等で稼働していない既存設備の更新は除く。)
自家消費型発電設備導入支援事業	自己所有型	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等
	第三者所有型	オンサイト PPA モデル ^{*1} ・ファイナンスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等の製造施設敷地内に自家消費型発電設備を導入する ^{*2} 事業者
デマンド監視装置等導入支援事業	自己所有型	県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等
	第三者所有型	ファイナンスリースにより、県内に製造施設を有する中小食料品製造事業者等の製造施設敷地内にデマンド監視装置等を導入する ^{*2} 事業者

*1 発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指す。

*2 別表6で定める期間が経過するまでに、需要家と P P A 事業者又はリース事業者との契約で補助金額の5分の4以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されること。

*3 売電を目的としたものは対象外（売電のための配線工事含む）とする。

*4 電力の使用状況を常時監視・予測する装置で、あらかじめ設定する目標値に最大デマンド（最大需要電力）の超過を予測し、警報等を行う装置

*5 最大デマンドの監視を行い、あらかじめ設定する目標値に対し、空調機器等を自動制御することで、最大デマンドの抑制、使用電力量の削減を行うシステム

別表2-1（第3条第2項関係）

区分	経費区分	内 容
省エネルギー設備投資促進支援事業、自家消費型発電設備導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	設計費	事業に直接必要な機械装置の設計費
	設備費	事業に直接必要な機械装置等の購入に要する経費
	工事費	事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去、配管・配電等の工事に要する経費
	その他経費	事業に直接必要なその他の経費

別表2-2（第3条第2項関係）

区分	内 容
デマンド監視装置等導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	デマンド監視装置（計測装置、警報装置、表示装置、これら付属設備を含む）及びデマンド監視や空調機器、冷凍・冷蔵機器等の制御を自動で行う制御システム導入に要する経費

別表3（第4条第1項関係）

区分	補助率	補助上限額	補助下限額
省エネルギー設備投資促進支援事業	1／2以内	20,000千円	2,000千円
自家消費型発電設備導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	1／2以内	20,000千円	5,000千円
デマンド監視装置等導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	1／2以内	10,000千円	なし

別表4（第5条第2項関係）

区分	補助金交付申請に関する添付書類
省エネルギー設備投資促進支援事業	<p>1 事業計画書（様式第1号別紙1）</p> <p>2 更新後の設備のカタログ</p> <p>3 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真（既存設備を含む）</p> <p>4 更新後の設備の配置図</p> <p>5 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）</p> <p>6 直近3か年の決算書類</p> <p>7 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿</p> <p>8 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと）</p> <p>9 登記事項証明書（発行から3か月以内）</p> <p>10 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）</p> <p>11 その他知事が特に必要と認めるもの</p>
自家消費型発電設備導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	<p>1 事業計画書（様式第1号別紙2）</p> <p>2 導入する設備のカタログ又は諸元表</p> <p>3 補助事業実施予定場所の位置図、外観写真</p> <p>4 導入設備の配置図、単線結線図</p> <p>5 予定地の年間電力使用量及び月別電力使用量が確認できる書類</p> <p>6 見積書（設計費、設備費、工事費、その他経費に関する見積書）</p> <p>7 直近3か年の決算書類</p> <p>8 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿</p> <p>9 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと）</p> <p>10 登記事項証明書（発行から3か月以内）</p> <p>11 会社案内のパンフレット等（会社の概要が分かるもの）</p> <p>12 その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>【第三者所有型の場合は、上記に加え、下記書類も提出】</p> <p>13 設備設置承諾書（需要家の承諾）</p> <p>14 オンサイトP P Aモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の案</p> <p>※ 補助金額の5分の4以上がサービス料金の低減等により、需要家に還元されることが分かる記載があること。</p> <p>また、7、8、9、10、11については、申請者分（発電事業者等）と併せて電力使用者（需要家）分も提出すること。</p>
デマンド監視装置等導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	<p>1 事業計画書（様式第1号別紙3）</p> <p>2 導入する設備のカタログ</p> <p>3 見積書</p> <p>4 直近3か年の決算書類</p> <p>5 暴力団排除に関する誓約書、役員名簿</p> <p>6 県税納税証明書（発行から3か月以内で、全ての県税に未納がないこと）</p> <p>7 登記事項証明書（発行から3か月以内）</p>

	<p>8 会社案内のパンフレット等 (会社の概要が分かるもの)</p> <p>9 その他知事が特に必要と認めるもの</p> <p>【第三者所有型の場合は、上記に加え、下記書類も提出】</p> <p>10 設備設置承諾書 (需要家の承諾)</p> <p>11 ファイナンスリースに関する契約書等の案</p> <p>※ 補助金額の5分の4以上がリース料金の低減等により、需要家に還元されることが分かる記載があること。</p>
--	--

別表5 (第12条第2項関係)

区分	補助金実績報告に関する添付書類
省エネルギー設備投資促進支援事業	<p>1 事業実績書 (様式第1号別紙1)</p> <p>2 設備設置に係る見積書、契約書又は発注請書、完了届 (納品書) 等、請求書等の写し</p> <p>3 支払完了を証する書類の写し</p> <p>4 知事が必要と認める書類 (完成写真等)</p>
自家消費型発電設備導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	<p>1 事業実績書 (様式第1号別紙2)</p> <p>2 設備設置に係る見積書、契約書又は発注請書、完了届 (納品書) 等、請求書等の写し</p> <p>3 支払完了を証する書類の写し</p> <p>4 オンサイトPPAモデル、ファイナンスリースに関する契約書等の写し ※第三者所有型の場合</p> <p>5 知事が必要と認める書類 (完成写真等)</p>
デマンド監視装置等導入支援事業 (自己所有型・第三者所有型)	<p>1 事業実績書 (様式第1号別紙3)</p> <p>2 設備設置に係る見積書、契約書又は発注請書、完了届 (納品書) 等、請求書等の写し</p> <p>3 支払完了を証する書類の写し</p> <p>4 ファイナンスリースに関する契約書等の写し ※第三者所有型の場合</p> <p>5 知事が必要と認める書類 (完成写真等)</p>

別表6 (第16条第3項関係)

知事が定める期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号) のとおりとする。
----------	--

様式第1号（第5条第1項関係）

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の概要

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

区分	補助事業に要する経費	補助金交付申請額
省エネルギー設備投資促進支援事業	円	円
自家消費型発電設備導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	円	円
デマンド監視装置等導入支援事業（自己所有型・第三者所有型）	円	円

3 関係書類

知事が必要と認める書類

(様式第1号別紙1)

事 業 計 画 (実 績) 書
〔 省エネルギー設備 〕

1 申請者（補助事業者）

名 称			
住 所	※郵便番号も記載してください		
業 種	大分類	中 分 類	事業内容 ※日本標準産業分類・中分類
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又 は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
<p>私（当社）は、本申請に当たり、</p> <ul style="list-style-type: none">・補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受けていない・過去に国及び県等から補助金を受けて整備した設備に該当しない・（過去に補助金等を受けて整備した設備に該当する場合）当該補助金に係る財産処分制限期間を満了している・再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当しない <p>□上記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します</p> <p>※□にチェックを入れない場合は、申請を受けられません。</p>			

2 収支予算書

(1) 収入関係

(単位：円)

区 分	金 領	調 達 先	備 考
補 助 金			
自己資金			
借 入 金			
そ の 他			
合 計			

(2) 支出関係

(単位：円)

区 分	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備 考
設 計 費				
設 備 費				
工 事 費				
そ の 他 経 費				

合 計				
消費 税				
総 計				

3 経営状況表（補助金交付申請者の経営状況を記入すること）

（単位：千円、%）

項 目	第 期 ～	第 期 ～	第 期 ～
売 上 高 (A)			
経 常 利 益 (B)			
総 資 本 (C)			
自 己 資 本 (D)			
流 動 資 産 (E)			
流 動 負 債 (F)			
総資本経常利益率 (B/C) × 100 (%)			
売上高経常利益率 (B/A) × 100 (%)			
自己資本比率 (D/C) × 100 (%)			
流 動 比 率 (E/F) × 100 (%)			

※ 過去3期の財務諸表により作成すること。

※ 金額は、百円の単位を四捨五入して千円単位で記入すること。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入すること。

「4 事業計画の内容」以降の項目は、申請する設備ごとに作成してください。

(※複数設備の申請をする場合)

4 事業計画の内容

補助事業名 (更新設備を □で囲むこと)	高効率空調・業務用給湯器・高性能ボイラ・ 変圧器・冷凍冷蔵設備・制御機能付き LED 照明器具・ その他 ()			の更新による エネルギーコスト 削減事業
補助事業概要				
事業実施場所	※事業を実施する宮城県内の生産拠点等を記載してください			
稼働中の設備 (更新前)	【メーカー名・製造年次】 【設備名称・規格等】			
導入する設備 (更新後)	【メーカー名・製造年次】 【設備名称・規格等】			
導入する設備 の省エネ効果	省エネルギー率	% (※1)	省エネルギー量	kl/年 (※2)
	※1 算出例：{1 - (設備投資後年間消費電気量(kWh) / 設備投資前年間消費電気量(kWh))} × 100			
	※2 算出例：設備投資後原油換算使用料(kl/年) - 設備投資前原油換算使用料(kl/年)			
経費当たり計 画省エネ 一量	省エネルギー量 (kl) (※2) / 補助対象経費 (千万円) = (kl / 千万円)			
事業費	円	補助金交付申請額	円	
【参考】 CO ₂ 削減効果 見込値	<p>【CO₂排出削減量】(kg-CO₂/年)</p> <p>※算出例：年間消費電力削減量(kWh/年) × 電気事業者別 CO₂排出換算係数 (t-CO₂/kWh)</p> <p>⇒</p> <p>【CO₂排出削減率】(%)</p> <p>※算出例：</p> <p>{1 - (補助事業後の CO₂排出原単位(kg-CO₂/年) / 補助事業前の CO₂排出原単位(kg-CO₂/年))} × 100</p> <p>⇒</p>			
本事業による その他の効果	(具体的に記載すること)			

※ 故障等により稼働していない設備の更新は対象外

※ 「本事業によるその他の効果」欄には、本事業による脱炭素化の取組が、関連サプライヤー
や県内類似事業者等に与える好影響（モデル性、受発注拡大等）について記載すること。

4-a 支出関係

(単位：円)

区分	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備考
設計費				
設備費				
工事費				
その他経費				
合計				
消費税				
総計				

- ※ 支出明細について「4-b」を作成すること。
- ※ 事業費に関しては、原則2社以上の相見積もりを行い、申請書に添付すること。
- ※ 補助金交付申請額は、千円未満切り捨てし、記入すること。
- ※ 撤去費により得た売却収益は、補助対象経費から控除すること。

4-b 支出明細

(単位：円)

区分	内容説明・数量	事業費
設計費		
設備費		
工事費		
その他経費		
合計		
消費税		
総計		

※「見積もり参照」、「一式」は不可

5 事業スケジュール

実施項目	開始・実施予定日	完了予定日
契約・発注		
設備等の納品日		
工事の着手及び工事の完了		
試運転・調整作業等		

検収作業		
支払日		
補助事業実績書提出		

※ 事業実施期間は令和9年1月29日までです。その後の日付で設定することはできません。

事 業 計 画 (実 績) 書
〔自己所有・第三者所有(オンサイトPPA又はファイナンスリース)〕

1 申請者(自己所有の場合)

事業者	事業者名： 代表者役職・氏名：		
設備設置場所 (地番)	※設備設置場所と発電電力の使用場所が異なる場合は、送電方法も記載すること		
業種	大分類	中分類	事業内容 ※日本標準産業分類・中分類
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
私(当社)は、本申請に当たり、 ・補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受けていない ・再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当しない □上記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します ※□にチェックを入れない場合は、申請を受付けられません。			

2 申請者及び電力使用者(需要家)(第三者所有の場合)

電力使用者 (需要家)	事業者名： 代表者役職・氏名：		
設備設置場所 (地番)	※郵便番号も記載してください		
業種	大分類	中分類	事業内容 ※日本標準産業分類・中分類
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
補助事業申請者(発電事業者)	事業者名： 代表者役職・氏名：		
所在地	※郵便番号も記載してください		
事業内容			
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
私(当社)は、本申請に当たり、 ・補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受けていない			

・再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当しない

□上記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します

※□にチェックを入れない場合は、申請を受付けられません。

3 設置設備の概要

(1) 太陽光発電の場合

ア 太陽電池モジュール公称最大出力合計	k W
(内訳) メーカー名	
型式	
1枚当たり公称最大出力	k W
パネル設置枚数	枚
イ パワーコンディショナ定格出力合計	k W
(内訳) メーカー名	
型式名	
1台当たり定格出力合計	
台数	台

(2) 風力発電の場合

発電システムの出力	k W
(内訳) メーカー名	
型式	
1基当たり公称最大出力	k W
基数	基
風況状況 (風力発電設備の導入が適する理由について説明すること)	

4 年間エネルギー発生量と経済性 (※想定電力量の算出根拠 (参考資料) を添付すること)

(1) 想定発電電力量 (月ごとの発電量と年間発電量) (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月
年間想定発電量 合計		kWh/年			

(2) 利用施設の想定電力消費量 (月ごとの消費量及び年間消費量) (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月
想定電力消費量 合計		kWh/年			

(3) 利用施設の契約容量

--

5 二酸化炭素削減の算定

a 設置場所の 年間電力 使用量(kWh)	発電					
	b ^{※1} 発電量 (kWh)	c 年間時間	d 設備 利用率	e (b×c×d) 年間発電量 (kWh)	f (e/a) 発電利用率	g ^{※2} CO2削減量 (t-CO ₂)
		8,760				

※1 発電機との合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値

※2 gの値は、e (年間発電量) × 0.476 (CO₂排出係数(kg-CO₂/kWh)) × 0.001 とする。

6 事業スケジュール

実施項目	開始・実施予定日	完了予定日
契約・発注		
設備等の納品日		
工事の着手及び工事の完了		
試運転・調整作業等		
検収作業		
支払日		
補助事業実績書提出		

※事業実施期間は令和9年1月29日までです。その後の日付で設定することはできません。

7 事業費の内訳

(単位:円)

区分	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	備考
設備費				
工事費				
その他経費				
合計				
消費税				
総計				

※補助金申請額は補助対象経費の総計に1/2を乗じた金額を記入すること。

上記内訳の詳細（見積書の記載内容から分かるように示すこと）

(単位:円)

区分	内容説明・数量	事業費
設計費		

設備費		
工事費		
その他経費		
合計		
消費税		
総計		

※「見積もり参照」、「一式」は不可

8 経営状況表

(1) 補助事業申請者の経営状況

(単位:千円、%)

項目	第 期 ～	第 期 ～	第 期 ～
売上高 (A)			
経常利益 (B)			
総資本 (C)			
自己資本 (D)			
流動資産 (E)			
流動負債 (F)			
総資本経常利益率 (B/C) × 100(%)			
売上高経常利益率 (B/A) × 100(%)			
自己資本比率 (D/C) × 100(%)			
流動比率 (E/F) × 100(%)			

(2) 電力使用者(需要家)の経営状況(第三者所有の場合)

(単位:千円、%)

項目	第 期 ～	第 期 ～	第 期 ～
売上高 (A)			
経常利益 (B)			
総資本 (C)			

自己資本 (D)			
流動資産 (E)			
流動負債 (F)			
総資本経常利益率 (B/C) × 100 (%)			
売上高経常利益率 (B/A) × 100 (%)			
自己資本比率 (D/C) × 100 (%)			
流動比率 (E/F) × 100 (%)			

※1 過去3期の財務諸表により作成すること。

※2 金額は、百円の単位を四捨五入して千円単位で記入すること。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入すること。

9 事業実施による効果

発電設備設置による需要家及びその他の県内食料品製造事業者等への波及効果	(具体的に記入すること*)
-------------------------------------	---------------

※ 記載内容については、本事業による“脱炭素のものづくり”の達成が、関連するサプライチェーンや業界全体の中で、どの程度好影響を与えるか。また、先進性等、モデル性の観点からどの程度県内類似事業者等に好影響を与えるか等について記載すること。

10 事業実施体制

(1) 実施者

区分	事業者名 (所在地)
補助金申請事業者	
電力使用者 (需要家)	
発電設備所有者	
発電設備工事事業者 (予定)	

保守点検事業者（予定）	
-------------	--

(2) 体制図（上記の者の関係性が分かるように記入すること）

事 業 計 画 (実 績) 書
[自己所有・第三者所有]

1 申請者 (自己所有の場合)

名 称			
住 所	※郵便番号も記載してください		
業 種	大分類	中 分 類	事業内容 ※日本標準産業分類・中分類
		※日本標準産業分類・中分類	
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
私(当社)は、本申請に当たり、 ・補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受けていない ・再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当しない □上記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します ※□にチェックを入れない場合は、申請を受付けられません。			

2 申請者及び使用者 (需要家) (第三者所有の場合)

使用者 (需要家)	事業者名 : 代表者役職・氏名 :		
所在地	※郵便番号も記載してください		
業 種	大分類	中分類	事業内容 ※日本標準産業分類・中分類
		※日本標準産業分類・中分類	
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
補助事業 申請者	事業者名 : 代表者役職・氏名 :		
所在地	※郵便番号も記載してください		
事業内容			
従業員数	※常時使用する従業員の数を記載してください		資本金又は出資金
法人設立日 及び沿革	年 月 日		
私(当社)は、本申請に当たり、 ・補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受けていない ・再生可能エネルギー地域共生促進税条例に基づく納税事業者に該当しない			

□上記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します

※チェックを入れない場合は、申請を受け付けられません。

3 事業の内容・効果

事業の内容	
削減効果 (目標)	

4 事業費の内訳

導入装置	仕様	総事業費	補助対象経費	補助金申請額	完了時期	備考
合 計						
消費税						
総 額						

5 事業スケジュール

実 施 項 目	開始・実施予定日	完 了 予 定 日
契約・発注		
設備等の納品日		
工事の着手及び工事の完了		
試運転・調整作業等		
検収作業		
支払日		
補助事業実績書提出		

※事業実施期間は令和9年1月29日までです。その後の日付で設定することはできません。

6 事業実施体制

(1) 実施者

区 分	事業者名 (所在地)
補助金申請事業者	
使用者 (需要家)	
設備所有者	
工事事業者 (予定)	
保守点検事業者 (予定)	

(2) 体制図（上記の者の関係性が分かるように記入すること）

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 添付書類：役員等名簿

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変更前	変更後

3 関係書類

(1) 事業計画書

(2) その他関係資料

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金
補助金遅延等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の完了見込み

様式第5号（第10条関係）

交付決定前着手届

年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）

住所

名称

代表者名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付けで交付申請をしている宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業について、下記のとおり交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業の概要

2 交付決定前に着手する理由

3 着手（予定）年月日

年 月 日

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）

住所

名称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記のとおり年 月 日現在の事業遂行状況を報告します。

記

1 事業の概要

2 補助事業の遂行状況

3 関係書類

遂行状況が分かる資料

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 関係書類

知事が必要と認める書類

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金
概算（精算）払請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記により、金円を概算（精算）払により交付されるよう請求します。

記

1 極助金交付決定額 金 円

2 極 算 受 領 金 額 金 円

3 今 回 請 求 額 金 円

4 残 額 金 円

5 振 込 口 座 (1) 金融機関（店舗）名
(2) 口座番号（普通・当座の別）
(3) 口座名義人（フリガナ）

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日

宮城県知事

殿

（申請者）

住　　所

名　　称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年　　月　　日付け宮城県（食振）指令第　　号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知がありました補助事業について、下記のとおり報告します。

記

1　補助金額（県が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金　　円

2　補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額

金　　円

3　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額

金　　円

4　補助金返還相当額（3-2）

金　　円

宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金
取得財産の処分承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

担当者職氏名

T E L

F A X

E-mail

年 月 日付け宮城県（食振）指令第 号で宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業により取得等した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

1 取得財産の名称及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）

4 処分の理由